

## 大分県就労継続支援事業所活躍推進補助金 Q&A

質 問	回 答
1 1法人につき1申請しかできないのか	単年度において1法人につき1申請ではなく、1事業所につき1申請可とする。 ※同一法人であっても取り組む事業所が別の場合は申請可能
2 補助金はイニシャルコストだけでなく、ランニングコストも対象となるか	ランニングコストは対象外とする。
3 既に着手している新たな取り組みは対象となるか	対象とならない。交付決定後に取り組みを開始するものに限る。
4 対象外となる取り組みや経費はあるか	次に掲げる事項に該当する場合は対象外とする。 ・特定の個人、企業の財産形成又は営利を主たる目的とする場合 ・宗教活動又は政治活動を目的とする場合 ・事業実施主体の内部の者に対する報償費等 ・食糧費 ・その他知事が不適当と認める場合
5 変更承認申請は増額も可能か	減額のみ可とする（本来は交付申請時に必要経費を十分見込んでおくべきであるため）。
6 中古の備品は補助対象か	複数の中古品販売事業者から同等品についての見積りの取得があれば補助対象とする。
7 建物の新設・拡張は対象となるか	対象とするが、補助金の趣旨に鑑み、必要不可欠なものか十分に検討すること。なお、建築基準法に基づく建築確認など遺漏がないように留意すること。
8 複数の見積もりが取れない場合は対象外か	同条件での見積もり合わせが困難な場合は1者見積もりでも可とする。ただし、その場合は見積もり合わせが困難な理由がわかる理由書等を添付し、県が適当と判断したものに限る。
9 端数処理の考え方は	補助金は千円単位とし、端数は切り捨てるものとする。
10 国庫支出金や他の県費補助金との併用について	国庫支出金や他の県費補助金等を充当する場合は原則、交付できない。

11	実績報告書の添付書類である財産管理台帳は全ての導入備品等が必要か	大分県の物品管理マニュアルにおいては、取得価格又は評価額が10万円未満のものは消耗品として取扱う旨規定されていることから、10万円未満の備品等については財産管理台帳への記載は不要とする。
12	事業所を開所して間もないが対象になるか	事業所開設時に計画していた取組に関する経費は対象外となる。開設時の計画を確認するため、事業実施計画承認申請書時に、「その他知事が必要と認める書類」として、自治体に提出した開所届に添付している「事業計画書」および「設備・備品等一覧表」を併せて提出すること。
13	「賃上げ枠」や「高工賃チャレンジ枠」で申請したが、事業着手後に条件が達成できなかった場合はどうなるのか。	申請メニューを変更する場合は、補助率や補助上限額等が変更となるため、補助事業変更承認申請書（第7号様式）を提出し、承認を受けること。